

第54号議案

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出します。

令和7年3月17日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

1 趣 旨

地方公務員法の一部改正に伴い、当該法律の条項番号が繰り上がったことから、本規則における引用条項を改正後の番号に合わせて変更するもの。

2 施行日

令和7年4月1日

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

(群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正)

第一条 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(令和四年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

(群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正)

第二条 群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(令和五年群馬県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

改正後	改正前
<p>○群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則 昭和四十五年三月三十一日教育委員会規則第六号</p> <p>附 則（令和四年十二月二十三日教育委員会規則第十七号）</p> <p>1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の規定を適用する。</p>	<p>○群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則 昭和四十五年三月三十一日教育委員会規則第六号</p> <p>附 則（令和四年十二月二十三日教育委員会規則第十七号）</p> <p>1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の規定を適用する。</p>

改正後	改正前
<p>○群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則 昭和四十五年三月三十一日教育委員会規則第六号</p> <p>附 則（令和五年三月二十二日教育委員会規則第二号）</p> <p>1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。</p>	<p>○群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則 昭和四十五年三月三十一日教育委員会規則第六号</p> <p>附 則（令和五年三月二十二日教育委員会規則第二号）</p> <p>1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この規則による改正後の群馬県教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第二条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。